

I 利用者のために

1 商業統計調査について

(1) 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としています。

(2) 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施されています。

(3) 調査の期日

平成 16 年商業統計調査は、平成 16 年 6 月 1 日で実施しました。

なお、商業統計調査は、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施することとしています。今回は第 2 回目の簡易調査であり、総務省所管の「事業所・企業統計調査（簡易調査）」及び「サービス業基本調査」との同時調査により実施しました。

年次別の調査期日は、以下のとおりです。

調査年次	調査期日	調査種別	調査年次	調査期日	調査種別
昭和 27 年調査	9月1日	卸売・小売業、飲食店	昭和 54 年調査	6月1日	卸売・小売業、飲食店
〃 29 〃	9月1日	〃	〃 57 〃	6月1日	〃
〃 31 〃	7月1日	〃	〃 60 〃	5月1日	卸売・小売業
〃 33 〃	7月1日	〃	〃 61 〃	10月1日	一般飲食店
〃 35 〃	6月1日	〃	〃 63 〃	6月1日	卸売・小売業
〃 37 〃	7月1日	〃	平成 元 年調査	10月1日	一般飲食店
〃 39 〃	7月1日	〃	〃 3 〃	7月1日	卸売・小売業
〃 41 〃	7月1日	〃	〃 4 〃	10月1日	一般飲食店
〃 43 〃	7月1日	〃	〃 6 〃	7月1日	卸売・小売業
〃 45 〃	6月1日	〃	〃 9 〃	6月1日	〃
〃 47 〃	5月1日	〃	〃 11 〃	7月1日	〃 (簡易調査)
〃 49 〃	5月1日	〃	〃 14 〃	6月1日	卸売・小売業
〃 51 〃	5月1日	〃	〃 16 〃	6月1日	〃 (簡易調査)

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に掲げる「大分類」一卸売・小売業」に属する事業所を調査の対象とします。

簡易調査は、民営（国、地方公共団体以外）の事業所を対象としています。例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とします。しかし、民営の事業所であっても、駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は調査の対象としません。ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とします。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とします。

(5) 調査の経路及び方法

経済産業大臣一都道府県一市町村一指導員一調査員一調査対象事業所の流れによる調査員調査方式及び商業企業の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を企業が事業所ごとに一括して作成し、経済産業省又は都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式により実施しました。

(6) 調査の項目

調査票の調査項目は、法人組織の事業所については次の①～⑩のすべての項目、個人経営の事業所については⑧を除く全ての項目とします。ただし、「外国の会社」「会社以外の法人」「法人でない団体」は⑧の項目については調査しません。

なお、調査項目のうち⑩は、小売業のみの調査項目です。

調 査 項 目	
① 事業所の名称及び電話番号	⑧ 会社について (資本金額額、会社全体の常用雇用者数、 会社全体の主な事業の種類)
② 事業所の所在地	⑨ 年間商品販売額 (年間商品販売額、その他の収入額)
③ 経営組織	⑩ 売場面積等 (売場面積、セルフサービス方式の採用の有無、 営業時間等)
④ 本所・支所の別	
⑤ 事業所の開設時期	
⑥ 事業所の従業者数	
⑦ 事業所の事業の種類	

2 集計項目及び用語の説明

(1) 事業所

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

(2) 卸売業

主として、次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など）を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務を行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業でなく卸売業とします。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商、仲立業）
代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

(3) 小売業

主として、次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。
ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類 Q ーサービス業（他に分類されないもの））とします。この場合、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはしません。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

(4) 開設時期

従来、当該事業所が商業を営むことを開始した時期としていましたが、平成 16 年調査においては、当該事業所の事業内容に関わらず事業所を開設した時期とします。

(5) 従業者及び就業者

平成 16 年 6 月 1 日現在で、この事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。従業

者とは「個人業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「派遣・下請受入者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち派遣・下請出向者」を除いたものをいいます。

- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいいます。
- ② 「無給の家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいいます。
- ③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいいます。
- ④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - ア 期間を定めずに雇用されている者
 - イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者
 - ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成16年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者
- ⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。
- ⑥ 「派遣・下請受入者」とは、他の会社など別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て業務に従事している者をいいます。
- ⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち派遣・下請出向者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、他の会社など別経営の事業所へ派遣している者又は下請として他の会社など別経営の事業所の業務に従事している者をいいます。

(6) 年間商品販売額

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額で、消費税額を含みます。

(7) その他の収入額

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間の販売商品に関する修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商品販売額以外の他の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含みます。

(8) セルフサービス方式（小売業のみ）

「セルフサービス方式」とは、①商品が無包装、あるいはプリパッケージされ、値段が付けられていること、②備え付けの買物カゴ、ショッピングカートなどで客が自由に商品を取り集められる形式、③売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式、の三つの条件を兼ねている場合をいいます。「セルフサービス方式採用」の事業所とは、上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいいます。

(9) 売場面積（小売業のみ）

平成16年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場（植木、石材等）、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫、また、他に貸している店舗（テナント）分等は除く）をいいます。

ただし、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業に属する事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売等で売場面積の無い事業所は調査を行っていません。

(10) 業態別統計の数値について

平成16年商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について、別表の「業態分類表」のとおり、業態区分の定義に従って再集計したものです。

3 凡例及び使用上の注意

(1) 記号の定義

この報告書中の記号については、次のとおりです。

『一』 … 該当の数字がないもの、又は調査していないもの

『0』又は『0.0』 … 四捨五入により単位未満となったもの

『▲』 … 負の数値を表します。

『X』 … 事業所数が1又は2であるため、個々の申告者の秘密保護の観点から数字を秘匿した箇所です。

なお、この秘匿によっても数値Xが算出される恐れがあるものについては、事業所数が3以上でも「X」で秘匿した箇所があります。

(2) 注記

統計表の表頭、表側中の「不詳」は、当該項目について調査していないことを表しています。

なお「売場面積1㎡当たり年間商品販売額」は売場面積を持つ事業所について、「従業者1人当たり年間商品販売額」は従業者のいる事業所（臨時雇用者、派遣・下請従業者のみは除く）について、「就業者1人当たり年間商品販売額」は派遣・下請出向者数（平成16年より調査）を除外した就業者数を用いて、それぞれ算出しています。また、表章項目中の「個人事業所」には「法人でない団体」を含みます。

(3) 広域市町村圏の区分

この報告書では、次のとおり市町村を区分し、広域市町村圏として集計しています。

- 宮崎県北部 : 延岡市、日向市
門川町、東郷町、南郷村、西郷村、北郷村、北方町、北川町、北浦町、
諸塚村、椎葉村（以上、東臼杵郡）
高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町（以上、西臼杵郡）
- 西都・児湯 : 西都市
高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町（以上、児湯郡）
- 宮崎東諸県 : 宮崎市
清武町、田野町、佐土原町（以上、宮崎郡）
高岡町、国富町、綾町（以上、東諸県郡）
- 日南・串間 : 日南市、串間市
北郷町、南郷町（以上、南那珂郡）
- 都城北諸県 : 都城市
三股町、山之口町、高城町、山田町、高崎町（以上、北諸県郡）
- 小林西諸県 : 小林市、えびの市
高原町、野尻町、須木村（以上、西諸県郡）

(4) その他

ア 平成11年調査は、総務省所管の「事業所・企業統計調査」の同時調査により実施し、既設の対象事業所の補足を行っています。また、平成11年調査及び平成16年調査は簡易調査として実施したため、調査項目や調査に用いた商品分類及び産業の格付け方法が異なります。

このため、数値を時系列で使用する際には留意してください。

イ 単位未満を四捨五入しているため、構成比等の比率に関する項目で合計と内訳が一致しない場合があります。

ウ 本書に掲載された数値を使用される場合は「宮崎県の商業 平成16年商業統計調査結果（宮崎県総合政策本部統計調査課）」による旨を明記してください。

エ 本書の内容につきましては、宮崎県庁のホームページでも御覧になれます。

URL : <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>

オ 本書の数値は、県による独自集計のため、経済産業省が公表する数値とは異なる場合があります。

別表「業態分類表」

区 分	セルフ方式	取扱商品	売 場 面 積	営業時間	備 考
1. 百貨店					「1. 百貨店」及び「2. 総合スーパー」は、産業分類「551 百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。「551 百貨店、総合スーパー」とは、衣・食・住にわたる各種商品を小売りし、そのいずれも小売販売額の 10 % 以上 70 % 未満の範囲内にある事業所で、従業者が 50 人以上の事業所をいう。
1 大型百貨店	×		3000 m ² 以上(都の特別区及び政令指定都市は 6000 m ² 以上)		
2 その他の百貨店			3000 m ² 未満(都の特別区及び政令指定都市は 6000 m ² 未満)		
2. 総合スーパー					
1 大型総合スーパー	○		3000 m ² 以上(都の特別区及び政令指定都市は 6000 m ² 以上)		
2 中型総合スーパー			3000 m ² 未満(都の特別区及び政令指定都市は 6000 m ² 未満)		
3. 専門スーパー					
1 衣料品スーパー	○	衣が 70 % 以上	250 m ² 以上		
2 食料品スーパー		食が 70 % 以上			
3 住関連スーパー		住が 70 % 以上			
うちホームセンター		住関連スーパーのうち 59E+602 が 0% を超え 70 % 未満			
4. コンビニエンスストア	○	飲食料品を扱っていること	30 m ² 以上 250 m ² 未満	14 時間以上	産業分類「57D コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
うち終日営業店				終日営業	
5. ドラッグストア	○	産業分類「601」に格付けされた事業所であって 60G を扱っていること			
6. その他スーパー	○				「2.」、「3.」、「4.」、「5.」以外のセルフ店
うち各種商品取扱店					
7. 専門店					
1 衣料品専門店	×	561,562,563,564,569 のいずれかが 90 % 以上			
2 食料品専門店		572,573,574,575,576,577,57C,57A,57B のいずれかが 90 % 以上			
3 住関連専門店		58A,58D,58B,58C,582,591,592,599,601,602,603,604,605,606,607,60P,60D,60E,60F のいずれかが 90% 以上			
8. 中心店					「7.」に該当する小売店を除く。
1 衣料品中心店	×	衣が 50% 以上			
2 食料品中心店		食が 50% 以上			
3 住関連中心店		住が 50% 以上			
9. その他の小売店					「1.」、「7.」、「8.」以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店	×				

注1:「セルフ方式」とは、売場面積の 50 % 以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

注2:取扱商品欄の3桁の番号は、日本標準産業分類の分類番号に準拠している。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58～60)に分類して集計したものをいう。

注3:「各種商品取扱店」とは、「559 その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアの定義に該当しない事業所であって、「その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「9. その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。